

申 込 資 格

次の（１）から（７）までのすべてに該当することが必要です。

（注意）今後の制度の見直しに伴い、申込資格が変更になることがあります。

（１）申込者本人が、兵庫県内に住んでいるか、兵庫県内に勤務している方

- ・ 住民票や在職証明書等で、その事実が確認できる方でなければなりません。

【下記の※に該当する世帯は、(1)の要件を満たしていなくても申込みできます。】

- ※ 県外に住んでいる合計年齢が 80 歳未満の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む）（LGBT 等のパートナー同士も要件を満たせば申込可）。ただし、申込みできる住宅は、別冊子の募集住宅一覧表の備考欄に「県外可」と記載している住宅です。
- ※ 県外からの移住・定住希望者を対象とした「お試し居住」は要件が異なります。詳しくは、兵庫県ホームページ「兵庫県営住宅の募集・管理」でご確認ください。
- ※ 県外からの三世代の優先入居については、すでに親世帯が県内に住んでいる場合に限り、県外の子孫世帯が申込みできます（詳しくは 18 ページをご覧ください）。
- ※ 震災時（平成 7 年 1 月 17 日）に該当市町（17 ページ参照）に住んでおられた方で、阪神・淡路大震災により、それまで自己の居住していた住宅に居住できなくなり、兵庫県の区域外に転出された方。
ただし、市町長等が発行する全壊（焼）または半壊（焼）のり災証明書（写）の提出が必要です。詳細は 17 ページの「阪神・淡路大震災の被災者世帯について」の項を参照してください。
- ※ ハンセン病療養所入所者等世帯（6 ページ参照）に該当する方。

（２）申し込む家族の人数が 2 人以上の場合は、その家族構成が夫婦または親子を主とする方

- ・ 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親である入居者又は同居者に委託されている児童も入居できます。
- ・ 婚約者と申し込む場合は、婚約証明書を提出してください。
- ・ 内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫、未届けの妻となつているとともに、戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる方
- ・ 単身者は、「単身含め何人でも可」「単身のみ」の住宅に申込みができます。

- ※ 単身の方が「単身含め何人でも可」「単身のみ」の住宅に申し込む場合は、戸籍謄本（離婚されている場合は、離婚成立の日が記載された戸籍謄本）・住民票等で単身であることを確認します。なお、16、17 ページ「3 特定世帯優先住宅について」の⑥及び⑧、17 ページ「4 特定妊婦等世帯優先住宅について」に記載の方で、配偶者（内縁関係を含む）と同居することが難しいと認められる場合は、配偶者がいる場合も単身での申込みが可能です（また、例えば夫を除く母と子 2 名等での申込みも可能です）（不自然な世帯分離とは見なしません）。

- ※ 夫婦の別居、友人等の寄合世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などとの同居世帯など、不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことができません。

※ 兵庫県パートナーシップ制度又は兵庫県内の市町における同等の制度において、パートナーシップ制度受理証明書等の交付を受けた（予定も可）方については、婚姻関係にある者とみなし、県営住宅（市町の制度を利用されている方は、当該市町内にある県営住宅）への入居申込みが可能です（詳細は各管轄事務所までお問い合わせください）。

(3) 政令月収額が158,000円以下の方（計算方法は20～23ページ）
ただし、下表に該当する裁量階層世帯で、政令月収額が214,000円、又は259,000円以下であれば申込みできます。

《 裁量階層世帯 》優先取扱いについては、15～17ページをご覧ください。

該当世帯区分	該当要件	政令月収額	優先取扱い
①新婚・子育て世帯	①合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む） ②同居者に18歳未満の扶養親族である方がいる世帯	259,000円	新婚・子育て世帯
②母子・父子世帯	配偶者（婚約・内縁関係を含む）のない方で、かつ、同居者に20歳未満の扶養親族である子がいる世帯	259,000円	母子・父子世帯
③多子世帯	同居者に18歳未満の扶養親族である子が3人以上いる世帯	259,000円	多子世帯
④若年夫婦世帯	合計年齢が80歳未満の夫婦の世帯（婚約・内縁関係を含む）	214,000円	若年夫婦世帯 奨学金返済者世帯（夫婦）
⑤若年単身者世帯	40歳未満の単身者の世帯	214,000円	奨学金返済者世帯（単身）
⑥高齢者世帯	申込者本人が60歳以上である世帯（同居者がある場合は、そのいずれもが60歳以上又は18歳未満の方であるときに限る） （年齢は募集期間末日現在の満年齢）	214,000円	高齢者世帯
⑦障害者世帯	入居する方の中に次の①から④に該当する方がいる世帯 ①身体障害者手帳1～4級の方 ②精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ③療育手帳「A」又は「B1」判定の方 ④障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の1～2級の障害のある方	214,000円	障害者世帯

該当世帯区分	該当要件	政令月収額	優先取扱い
⑧戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方がいる世帯	214,000円	特定世帯
⑨被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	214,000円	特定世帯
⑩中国残留邦人等世帯	入居する方の中に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付等を受けている方がいる世帯	214,000円	特定世帯
⑪引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯	214,000円	特定世帯
⑫ハンセン病療養所入居者等世帯	入居する方の中にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯	214,000円	特定世帯
⑬DV被害者世帯	<p>入居する方の中に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者(同法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた方を含む)で、次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <p>①同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護又は児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方</p> <p>②配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方</p> <p>③困難な問題を抱える女性への支援に関</p>	214,000円	特定世帯

	<p>する法律第9条第1項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる配偶者等からの暴力を受けている旨の証明を受けている方</p> <p>④配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他知事が別に定める行政機関または配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている方</p> <p>※ 一時保護については県立女性家庭センター等の証明が、裁判所の命令については同命令の写し等が必要</p> <p>※ ③④を証明する書類の詳細については各管轄事務所にお問い合わせください</p>		
⑭特定疾患 傷病者世帯	<p>入居する方の中に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上であるものその他これに類する者として知事が別に定めるものがある世帯</p>	214,000 円	特定世帯
⑮犯罪被害者 等世帯	<p>入居する方の中に犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである方がいる世帯</p>	214,000 円	特定世帯
⑯阪神・淡路大 震災被災者 世帯	<p>震災時の世帯主が次のいずれかに該当する世帯 ①阪神・淡路大震災に係る被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた方又は移転が必要となった方 ②平成7年1月17日において阪神・淡路大震災に係る同法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内に居住していた方のうち、阪神・淡路大震災により県の区域外に転出した方</p>	214,000 円	特定世帯

(4) 現在、次の①から⑪までのいずれかの理由により住宅に困っておられる方

- ① 現在お住まいの民間賃貸住宅・公社賃貸住宅・UR 賃貸住宅等の家賃が収入と比較して高すぎる（生活保護受給中の方は、自己負担額（住宅扶助額との差額）がある方）。
- ② 現在兵庫県内の市町営住宅・他都道府県の公営住宅に居住している。
（※ 他都道府県の公営住宅に居住している場合は、合計年齢が80歳未満の夫婦の世帯等が申込可。詳しくは申込資格（1）（4ページ）参照。）
- ③ 倉庫・事務所など住宅でない建物に居住している。
- ④ 半壊住宅やバラック等に住んでいる。
- ⑤ 他の世帯と同居している。
- ⑥ 住宅がないため、親族と別居している。
- ⑦ 現在の住宅が世帯人員に比して著しく狭く、国が目標とする最低居住水準以下である（次頁（兵庫県営住宅にお住まいの方の申込みについて）アを参照）。
- ⑧ 正当な立退要求を受けているが、立退き先がない（家賃の不払い等自己の責めに帰する場合を除く）。
- ⑨ 通勤時間が片道90分以上（公共交通機関を利用し、待ち時間を除いた時間）かかる（時刻表等で確認します）。
- ⑩ 婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている。
- ⑪ その他客観的にみて、上記のいずれかと同様の理由により住宅に非常に困っている（騒音、日当たり等生活環境による理由は該当しません）。
 - ・ 持ち家のある方は、兵庫県が指定する入居時までには持ち家を処分できることが必要です。

(5) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 入居許可日から14日以内に申込書記載の世帯員全員が入居できる方

**(7) 連絡人を立てられる方
連絡人1名が必要です。**

※ 東日本大震災の被災者で、福島復興再生特別措置法の入居者資格の特例に該当する方は、(1)(3)の要件を満たしていなくても申込みできます。

また、東日本大震災時に、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施設の推進に関する法律に規定する支援対象地域に居住していた方（支援対象避難者）は、(1)の要件を満たしていなくても申込みできます。(3)の要件についても特例があります（21ページ参照）。

(兵庫県営住宅にお住まいの方の申込みについて)

現在、兵庫県営住宅に入居されている方（同居人は除く）は申込みできませんが、次に該当する場合で、かつ、家賃及び共益費（県徴収分・自治会徴収分）の滞納がない方に限り申し込むことができます。

ア 現在の住宅が世帯人員に比して著しく狭く、国が目標とする最低居住水準以下（下記参照）の場合

- ・ 単身者：25㎡
- ・ 2人以上の世帯：10㎡×世帯人数+10㎡

※1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された人数が2人に満たない場合は2人とする。

※2 世帯人数（※1の適用がある場合は適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

イ 通勤時間が片道90分以上（公共交通機関を利用し、待ち時間を除いた時間）かかる場合（時刻表等で確認します）

ウ 一般仕様の兵庫県営住宅に入居されている方が、特定の住宅に申込みされる場合で、下表にあてはまる場合

申込できる世帯	申込できる住宅
60歳以上の方がいる世帯	高齢者対応住宅（45ページ参照）
60歳以上の単身（者）世帯	シルバーハウジング （40ページ参照） 高齢者世帯向特定目的住宅 （41ページ参照）
① いずれか一方が60歳以上の夫婦世帯 ② 60歳以上の方のみからなる2人以上の世帯 ③ 60歳以上の方と中度以上の障害者等からなる世帯 ④ いずれか一方が60歳以上の夫婦と中度以上の障害者等からなる世帯	シルバーハウジング （40ページ参照）
60歳以上の方と次のいずれかの方のみからなる世帯 ① 配偶者 ② 18歳未満の方 ③ 中度以上の障害者等 ④ 50歳以上の方	高齢者世帯向特定目的住宅 （41ページ参照）
車椅子常用者のいる世帯	車椅子対応住宅（44ページ参照）

※「中度以上の障害者等」については次頁参照

中度以上の障害者等に該当する方

- ① 身体障害者手帳1～4級の方
- ② 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方
- ③ 療育手帳「A」または「B1」判定の方
- ④ 障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の1～2級の障害のある方
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方
- ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

エ 現在兵庫県営住宅に居住する親子のどちらかが、介護または被介護のため親子のどちらかの住宅の近くに居住することを希望する場合

- ① 当選後、介護が必要であることを証明する書類（介護事業所の利用証明書等）及び戸籍謄本等の提出が必要です。
- ② 同一又は近接（同じ又は隣接する市・町・区（神戸市）内）する県営住宅への申込みに限ります。
- ③ 県営住宅に住む親子のどちらもが、同時に申込みすることはできません。

オ 新婚世帯又は子育て世帯を対象に10年の期限に限り入居を許可している住宅に、入居許可日から5年以上居住している場合

カ 現在、17ページ「4 特定妊婦等世帯優先住宅について」の優先枠を利用して県営住宅に入居されている方

キ 現在居住している兵庫県営住宅において建替及び集約の事業が予定されており、募集を停止している場合（県が団地自治会等に説明会を開催した住宅に限ります。）

ク 現在居住している借上げに係る兵庫県営住宅において、期間満了までの明渡しを求められている場合

【 申込み上の注意事項 】

- 1 申込みは1世帯につき1通に限ります（二重申込みや現在の家族構成を変更した重複申込みは無効です）。
- 2 申込み前の内覧はできません。兵庫県ホームページの「兵庫県営住宅の募集・管理」にて、主な県営住宅の間取りの一例を掲載していますので参考にしてください。

3 世帯の人数に応じた住宅へ申込みください。

- ・ 単身世帯は、申込区分欄が「単身含め何人でも可」または「単身のみ」の住宅に限り申し込むことができます。
- ・ 申込区分欄の表示に応じて申し込んでください。
 (例)「2人以上」 → 2人以上の世帯しか申込みできません。

【ただし、次にあてはまる世帯は、世帯人数の要件を緩和しています。】

- ・ 高齢者世帯又は障害者世帯は、一般仕様の住宅のうち、募集にあたり優先取扱いが設定されていない住宅については、世帯人数が「申込区分（人数要件）」に満たない場合でも申し込むことができます。

①高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上の方のみの世帯（単身者も含む） ・ いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯 ・ 60歳以上の方（いずれか一方が60歳以上の夫婦を含む）と18歳未満の方のみの世帯
②障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳1～4級の方がいる世帯 ・ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方がいる世帯 ・ 療育手帳「A」又は「B1」判定の方がいる世帯 ・ 障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の1～2級の障害のある方がいる世帯

- 4 住宅困窮度や所得等については、必要に応じて市町、会社などに事実確認をすることがあります。
- 5 申込資格を満たしても、次にあてはまる方（同居者を含む）は、申込みできません。
 - (1) 団地内で円満な共同生活ができない方
 - (2) 所得税法等により所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方
 - (3) 家賃や損害賠償金等を滞納して公営住宅等を退去したが、現在も家賃・損害賠償金・県営住宅の共益費（県徴収分）の滞納を解消していない方（名義人及び名義人の配偶者のみ）
 - (4) 兵庫県から明渡し訴訟を提起され、強制執行により県営住宅を退去した方（名義人及び名義人の配偶者のみ）

- 6 3回以上、当選・入居辞退を繰り返される方は、住宅にお困りになっていない方と判断する場合があります。
- 7 申込み後に住宅や世帯構成等の変更はできません。
- 8 県営住宅入居申込書により失格（申込資格要件に欠ける等）や、無効（募集団地以外への応募等）であることが明らかな場合、及び申込書の記載内容が不明瞭な場合は返却します。募集期間内に再提出がない場合、申込みは無効となります。
- 9 兵庫県が指定した日までに入居されないときは、入居許可が取り消されることがあります。
- 10 下記のような条件付で申込み可能となる方は、兵庫県が指定する入居日までに条件を満たすことができなければ、入居できなくなります。
 - (1) 持ち家のある方 → 持ち家を処分できていること。
 - (2) 離婚調停中の方 → 離婚が成立していること。
(離婚が成立していない場合においても、家庭裁判所が発行する事件係属証明書の写し及び誓約書を提出できれば入居を認めます)

当選された方には、後日必要書類を提出していただき、入居資格審査を行います（必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります）。
入居資格審査により、申込等の記載内容が事実と異なるときは「失格」となります。

【 入居上の注意事項 】

- 1 県営住宅は、新築住宅を除き、建築後の年数などによって損耗しています。また、前入居者が退去した住宅を部分的に修繕した後に、入居していただきます。
修繕は、生活を営まれるうえで支障をきたす部分のみ行っており、住宅ごとの傷みの程度により美観や修繕の内容も異なりますので、あらかじめご了承ください。
- 2 団地内では、ペット（犬・猫・鳥等動物）の飼育は禁止しています。ただし、身体障害者補助犬は、受け入れを認めています。
- 3 団地内では、駐車場以外に自動車の駐車は原則としてできません。
（周辺道路は、駐車禁止です。）
- 4 入居後、住民票の提出等により、住所を移転していることを確認します。
- 5 入居後、住戸内の改造は基本的に認めていません（手すり等の設置や家具転倒防止のための壁等への穴開けについては、各県営住宅の管轄事務所への申請が必要となります）。
一部の住宅では、住居内に手すり等、前入居者の設置物が残っていることがあります。
- 6 入居後は毎年、当該年度の10月1日現在で16歳以上の方の収入を申告していただきます。申告書の提出がない等により収入が認定できない場合は、近傍同種の住宅の家賃が適用されます。また、収入の変動により一定額以上になった場合には、高額所得者と認定され、近傍同種の住宅の家賃が適用されるとともに、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。
- 7 団地に入居すると、原則、各団地の自治会に入会していただきます。
また、家賃のほかに共同で消費する経費、いわゆる共益費（原則自治会が徴収※）として、電気代（防犯灯、階段灯、エレベーター等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担分）等が必要となるほか、自治会によっては自治会費が必要となります。
※ 共益費の一部を県が家賃とあわせて徴収する場合があります。
- 8 平成28年4月から電気の小売業への参入が全面自由化され、また、平成29年4月から都市ガスの小売業への参入が全面自由化されたことで、消費者が電力会社やガス会社、料金メニューを自由に選択できるようになりました。
・小売電気事業者や小売りガス事業者とは県や指定管理者を通さず直接契約できますが、政府登録の事業者か、また居住地域が事業者の供給地域になっているか確認してください（経済産業省資源エネルギー庁のホームページで

確認できます)。

- ・「料金が必ず安くなる」などの勧誘トークや便乗商法に気をつけてください。
※電力やガスの使用量によっては、必ず安くなるわけではありません。
- ・LPG（プロパンガス）の場合は、適用できません。

- 9 入居後に住宅の建替え等の事業により移転していただく場合があります。
- 10 家賃と県が徴収する共益費は、銀行等の口座振替で県に納めていただきます（毎月の末日までに支払っていただきます）。
- 11 退去時には、原則、破損・劣化箇所の修繕・交換など原状回復を行っていただきます。なお、畳の表替え、ふすま（天袋を含む）の張り替えについては、使用期間の長短にかかわらず行っていただきます。
- 12 住戸によっては、網戸やカーテンレール、玄関の呼び鈴（ベル）、便座の蓋、換気扇等が設置されていない場合もあります。
必要な場合は入居者負担となります。
- 13 住戸によっては、エアコン用コンセントが設置されていない場合があるほか、エアコン用コンセント、冷蔵庫用コンセント、洗濯機用コンセントがアース付ではない場合もあります。
必要な場合は入居者負担となります。
- 14 分電盤の増設や取替え等はできません。
- 15 平成元年以前に管理を開始した県営住宅の風呂設備は、シャワーがついていないものが標準仕様となります。
- 16 住宅等を損傷した場合、入居者負担で修繕を行っていただきます（別途負担区分の定めあり）。